
飛島村子ども・子育て支援事業計画【素案】

平成 27 年 3 月
(平成 30 年 3 月改訂)

愛知県 飛島村

はじめに



飛島村では、急速な少子化の進行に歯止めをかけるべく、また、次代を担う子どもたちの育成支援の整備を図るため、平成 16 年度に「飛島村次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成 22 年度にはその後期計画を策定し、『親が育てる 地域が育てる 心豊かな子どもが育つむら とびしま』を基本理念に掲げ、子どもの育ち、親の育ち、地域の育ちを支援することで、親と地域そして社会が一体となり、子どもが健やかに育つことのできる地域環境づくりをめざしてまいりました。

わが国の平成 25 年（2013 年）の全国の出生数は約 103 万人と過去最少を記録しており、少子高齢化が進行する中で人口減少による社会への影響などが、深刻な問題となっています。安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

このたび、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、村の子どもが健やかに育つことのできる地域環境づくりをより一層進めるために、新たに「飛島村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下、子どもたちの健やかな成長とともに保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援に努めていく所存であります。

本計画が、“小さくてもキラリと光るむらづくり”の核となるよう、村民一人ひとりのご支援、ご協力を、引き続き宜しく願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました村民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言を賜りました本計画策定委員会の委員の皆様、並びに関係各位に対しまして、心より深くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

飛島村長 久野時男

目次

| | |
|---|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の対象..... | 3 |
| 3 計画の性格..... | 3 |
| 4 計画の位置づけ | 3 |
| 5 計画の期間..... | 4 |
| | |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況 | 5 |
| 1 子どもや子どものいる家庭の状況 | 5 |
| 2 教育・保育施設の状況 | 10 |
| 3 ニーズ調査結果等に基づく今後の課題 | 12 |
| | |
| 第3章 計画の基本理念等 | 19 |
| 1 基本理念 | 19 |
| 2 基本方針 | 19 |
| 3 計画の施策体系 | 20 |
| 4 計画フレーム | 21 |
| | |
| 第4章 施策の展開 | 22 |
| 1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実 | 22 |
| 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 | 33 |
| 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保..... | 33 |
| 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携 | 33 |
| 5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携 | 33 |
| | |
| 第5章 計画の推進に向けて | 34 |
| 1 推進の体制..... | 34 |
| 2 計画の達成状況の点検及び評価 | 34 |
| | |
| 資料編 | 35 |
| 1 策定経緯 | 35 |
| 2 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱等 | 36 |
| 3 用語解説 | 39 |

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成 27 年 4 月から施行されます。

なお、『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の 3 つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の 3 つの目的

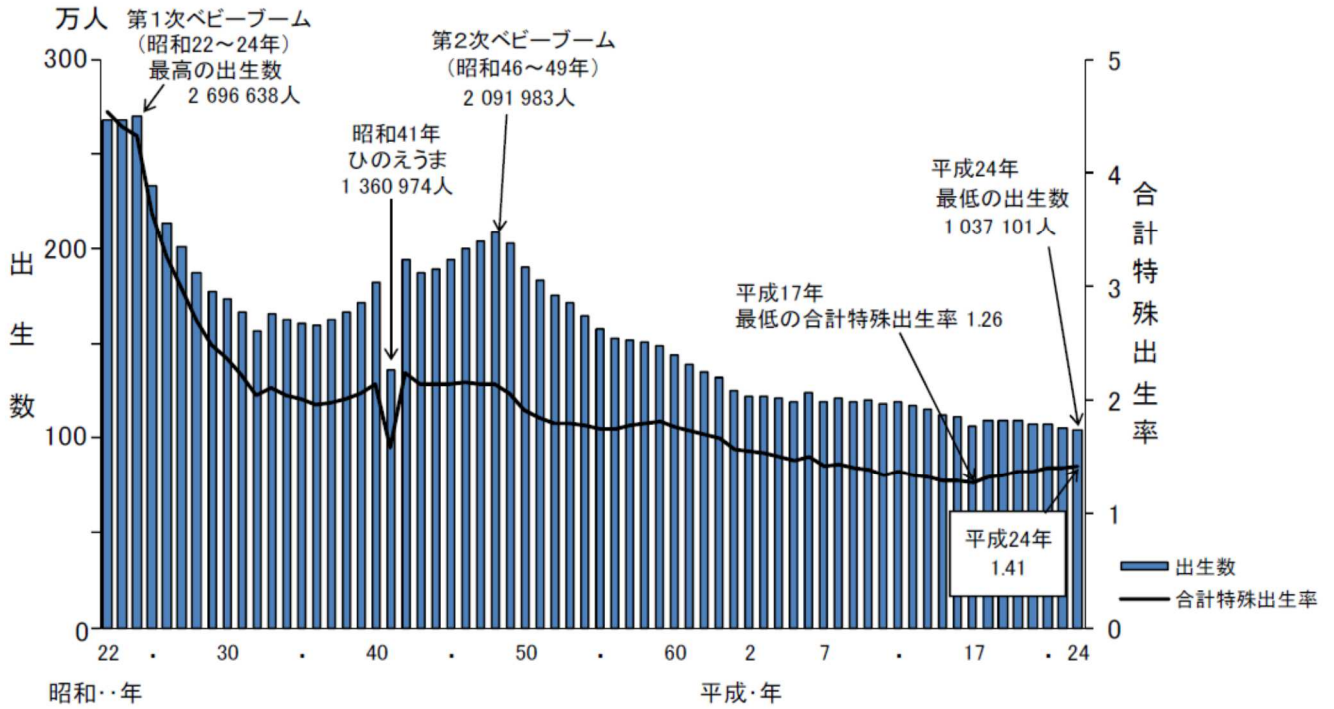
- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

この新制度を施行するにあたり、子ども・子育て支援法では、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。

本村は、平成 22 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づく「飛島村次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22～26 年度）」を策定し、『親が育てる 地域が育てる 心豊かな子どもが育つむら とびしま』を基本理念とし、親が「子どもを産み育てること」が喜びになるとともに、家庭、地域、関係団体が連携し、個性を認め合い、支えあうむらづくりを目指して、計画に示した各種子育て支援施策を推進してきました。

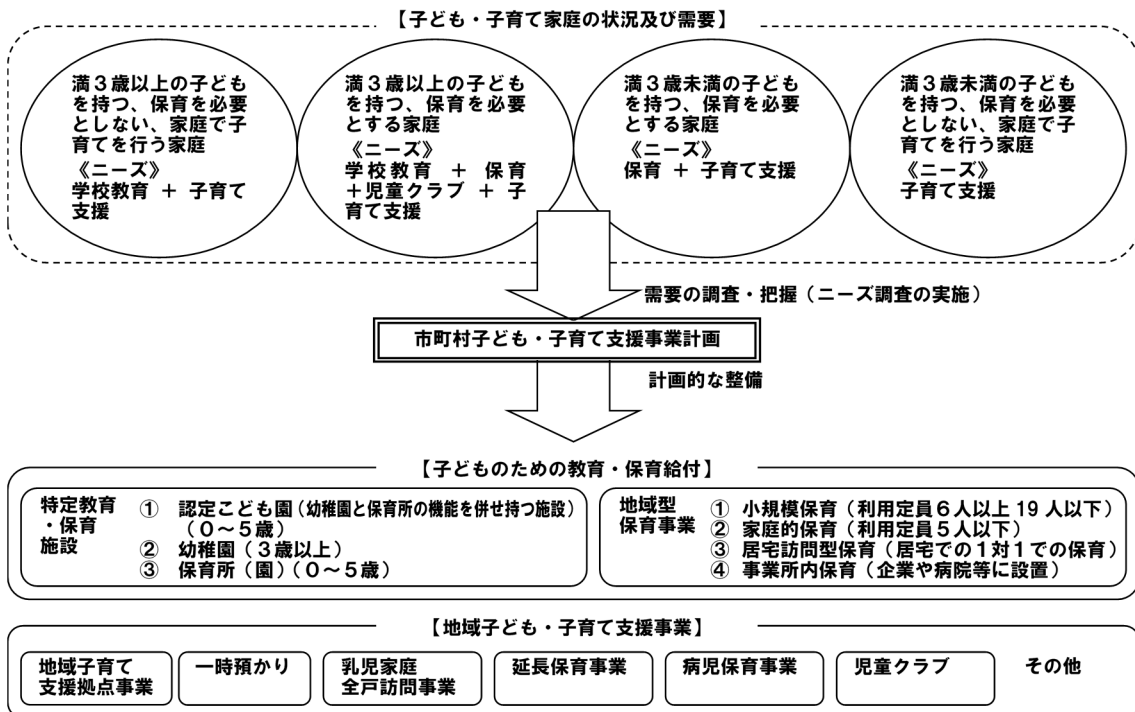
そして本村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、新たに本計画「飛島村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成 27 年度以降は、新しい計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業を計画的に実施します。

図表1 国における出生数と合計特殊出生率の推移



資料：平成24年人口動態統計月報年計

図表2 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた 子ども・子育て支援の提供 (イメージ)



資料：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」

2 計画の対象

本計画の対象は、村内のすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、一部事業については妊産婦を対象としています。

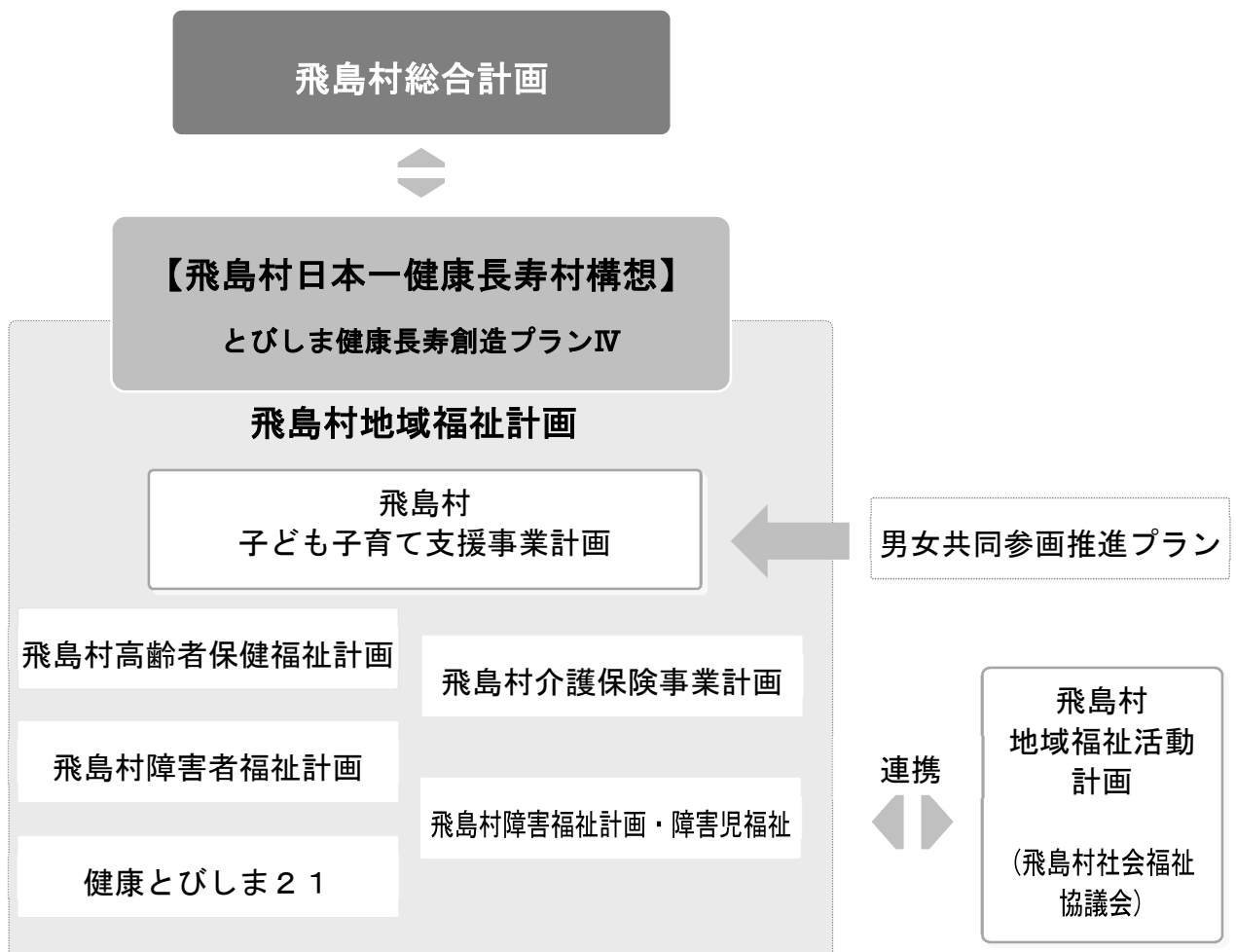
3 計画の性格

本計画は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」第61条を根拠とする計画で、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。

また、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を含めた子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』について、本村として制度を計画的に運用していくためのものです。

さらに、本計画の策定にあたっては、村の総合計画や男女共同参画推進プランなどの上位・関連計画との整合性を持つものとして定めています。

4 計画の位置づけ



5 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。

この度、社会経済情勢の変化状況を鑑み、計画の中間年にあたる平成 29 年度に本計画の中間の見直しを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 子どもや子どものいる家庭の状況

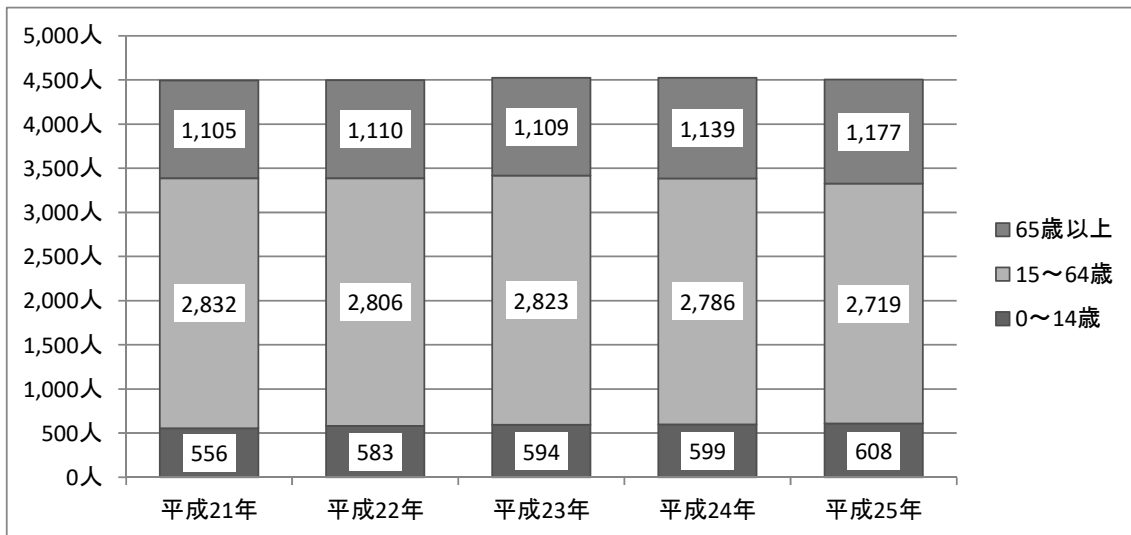
1-1 人口の推移

本村の人口は、平成25年4月1日現在4,504人となっており、近年はおおむね横ばいで推移しています。

年齢区分別にみると、平成25年4月1日現在、年少人口(0~14歳)は608人(13.5%)で、平成21年と比べると、50人超の増加となっており、年少人口の割合は県の水準は下回るものの、近年は横ばい又は微増となっています。

世帯数は、平成25年4月1日現在1,495世帯となっており、平成21年と比べると、200世帯以上増加している一方、平均世帯人員は減少傾向となっています。

図表3 年齢3区分別人口の推移(単位:人、世帯)



| 区分 | 本村 | | | | | 県 | 全国 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------------|
| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成25年 | 平成25年 |
| 0~14歳 | 556 | 583 | 594 | 599 | 608 | 1,069,042 | 16,778,976 |
| | 12.4% | 13.0% | 13.1% | 13.2% | 13.5% | 14.3% | 13.1% |
| 15~64歳 | 2,832 | 2,806 | 2,823 | 2,786 | 2,719 | 4,782,785 | 80,626,569 |
| | 63.0% | 62.4% | 62.4% | 61.6% | 60.4% | 64.1% | 62.8% |
| 65歳以上 | 1,105 | 1,110 | 1,109 | 1,139 | 1,177 | 1,610,922 | 30,968,259 |
| | 24.6% | 24.7% | 24.5% | 25.2% | 26.1% | 21.6% | 24.1% |
| 総人口 | 4,493 | 4,499 | 4,526 | 4,524 | 4,504 | 7,462,749 | 128,373,804 |
| 世帯数 | 1,288 | 1,320 | 1,327 | 1,361 | 1,495 | 3,072,876 | 55,577,563 |
| 平均世帯人員 | 3.49 | 3.41 | 3.41 | 3.32 | 3.01 | 2.43 | 2.31 |

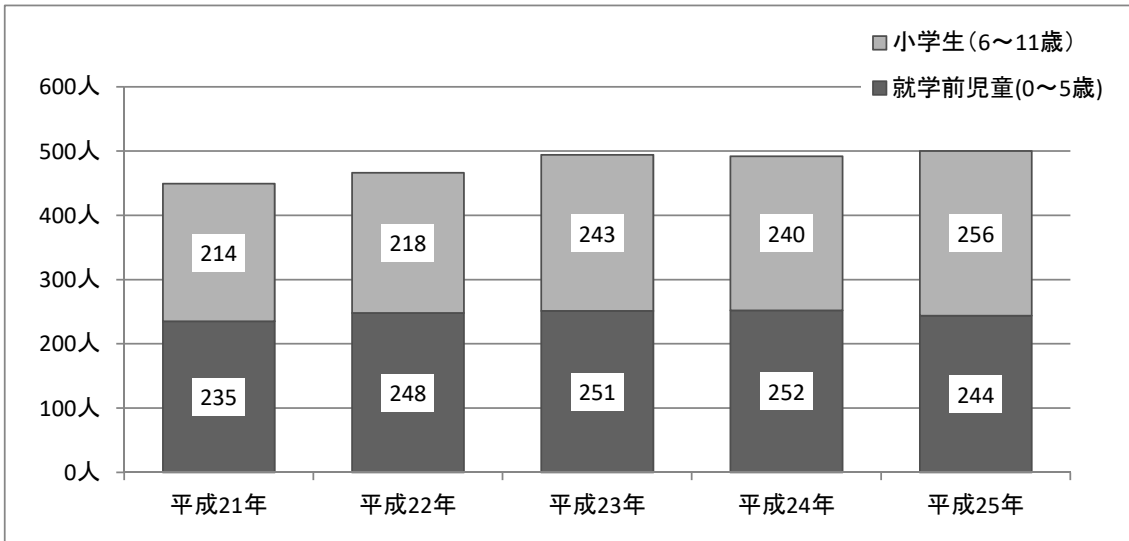
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

全国及び県は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成25年3月31日現在)

1-2 児童数の推移

本村の児童数（0～11歳）は、平成25年4月1日現在500人となっており、平成21年と比べると50人超増加しており、小学生（6～11歳）が増加分の大半を占めています。

図表4 0～11歳人口の推移（単位：人）



| 区分 | | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 増減(平成 21 ～25 年) |
|-----------|------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------|
| 就学前 児童 | 0 歳 | 28 | 38 | 42 | 32 | 31 | 3 |
| | 1 歳 | 39 | 32 | 38 | 45 | 39 | 0 |
| | 2 歳 | 48 | 39 | 34 | 37 | 49 | 1 |
| | 3 歳 | 35 | 54 | 43 | 38 | 40 | 5 |
| | 4 歳 | 45 | 38 | 54 | 42 | 42 | -3 |
| | 5 歳 | 40 | 47 | 40 | 58 | 43 | 3 |
| | 小計 | 235 | 248 | 251 | 252 | 244 | 9 |
| 小学生 | 6 歳 | 32 | 41 | 49 | 39 | 58 | 26 |
| | 7 歳 | 36 | 33 | 43 | 48 | 40 | 4 |
| | 8 歳 | 39 | 36 | 33 | 43 | 48 | 9 |
| | 9 歳 | 41 | 39 | 36 | 34 | 41 | 0 |
| | 10 歳 | 26 | 42 | 40 | 35 | 35 | 9 |
| | 11 歳 | 40 | 27 | 42 | 41 | 34 | -6 |
| | 小計 | 214 | 218 | 243 | 240 | 256 | 42 |
| 合計 | 449 | 466 | 494 | 492 | 500 | 51 | |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1-3 世帯構成

本村の一般世帯数は、平成22年10月1日現在1,286世帯となっています。

これを世帯構成別に見ると、本村は「その他の親族世帯」の割合が平成22年10月1日現在36.0%と、県や国の水準を大幅に上回っている状況の一方、推移では「その他の親族世帯」は減少し、「核家族世帯」や「単独世帯」が増加している状況です。

また、平成22年10月1日現在、「女親と子どもからなる世帯」の割合は3.7%、「男親と子どもからなる世帯」は1.2%、合わせてひとり親家庭が5%弱となっています。

図表5 世帯構成の状況（単位：世帯、％）

| 区分 | 本村 | | | 県 | 全国 |
|--------------|-------|-------|-------|-----------|------------|
| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成22年 | 平成22年 |
| 一般世帯数※ | 1,198 | 1,153 | 1,286 | 2,929,943 | 51,842,307 |
| 核家族世帯 | 454 | 488 | 559 | 1,684,702 | 29,206,899 |
| | 37.9% | 42.3% | 43.5% | 57.5% | 56.3% |
| 夫婦のみの世帯 | 133 | 160 | 176 | 557,931 | 10,244,230 |
| | 11.1% | 13.9% | 13.7% | 19.0% | 19.8% |
| 夫婦と子どもから成る世帯 | 269 | 266 | 319 | 897,439 | 14,439,724 |
| | 22.5% | 23.1% | 24.8% | 30.6% | 27.9% |
| 男親と子どもから成る世帯 | 9 | 14 | 16 | 36,261 | 664,416 |
| | 0.8% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.3% |
| 女親と子どもから成る世帯 | 43 | 48 | 48 | 193,071 | 3,858,529 |
| | 3.6% | 4.2% | 3.7% | 6.6% | 7.4% |
| その他の親族世帯 | 521 | 494 | 463 | 295,221 | 5,308,648 |
| | 43.5% | 42.8% | 36.0% | 10.1% | 10.2% |
| 非親族世帯 | 2 | 0 | 9 | 25,987 | 456,455 |
| | 0.2% | 0.0% | 0.7% | 0.9% | 0.9% |
| 単独世帯 | 221 | 171 | 255 | 923,424 | 16,784,507 |
| | 18.4% | 14.8% | 19.8% | 31.5% | 32.4% |

資料：国勢調査

※不詳を含む

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成22年10月1日現在、6歳未満親族がいる一般世帯が161世帯、18歳未満親族がいる世帯が376世帯となっており、一般世帯数に占める割合は、いずれも県や国の水準を上回っています。

図表6 子どものいる世帯の状況（単位：世帯、％）

| 区分 | 本村 | | | 県 | 全国 |
|------------------|---------|---------|---------|-----------|------------|
| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 22 年 | 平成 22 年 |
| 一般世帯数 | 1,198 | 1,153 | 1,286 | 2,929,943 | 51,842,307 |
| 6 歳未満親族のいる一般世帯数 | 130 | 136 | 161 | 315,189 | 4,877,321 |
| | 10.9% | 11.8% | 12.5% | 10.8% | 9.4% |
| 18 歳未満親族のいる一般世帯数 | 439 | 359 | 376 | 744,350 | 11,989,891 |
| | 36.6% | 31.1% | 29.2% | 25.4% | 23.1% |

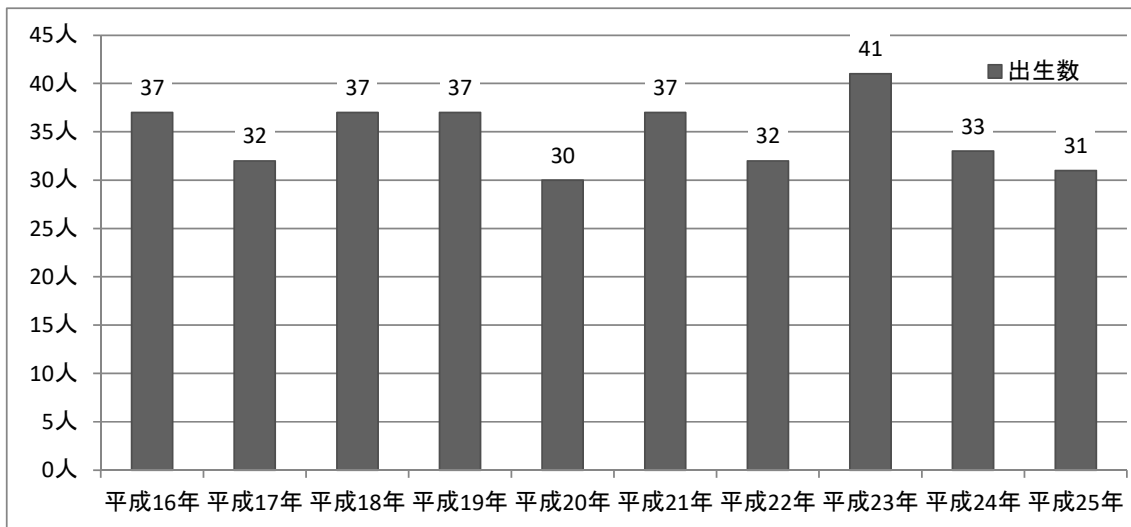
資料：国勢調査

1-4 出生数及び合計特殊出生率

本村の出生数は、平成 25 年で 31 人となっており、 ほぼ 30 人台で推移しています。

また、合計特殊出生率は、平成 20 年～平成 24 年の平均で 1.48 となっており、全国平均は上回っているものの、県平均は下回る水準となっています。

図表7 人口動態（単位：人）



資料：人口動態統計

図表8 合計特殊出生率

| 区分 | 昭和 58 年～ 昭和 62 年 | 昭和 63 年～ 平成 4 年 | 平成 5 年～ 平成 9 年 | 平成 10 年～ 平成 14 年 | 平成 15 年～ 平成 19 年 | 平成 20 年～ 平成 24 年 |
|-----|---------------------|--------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 飛島村 | 1.90 | 1.64 | 1.34 | 1.29 | 1.46 | 1.48 |
| 県 | 1.81 | 1.57 | 1.48 | 1.42 | 1.39 | 1.51 |
| 全国 | | | | 1.36 | 1.31 | 1.38 |

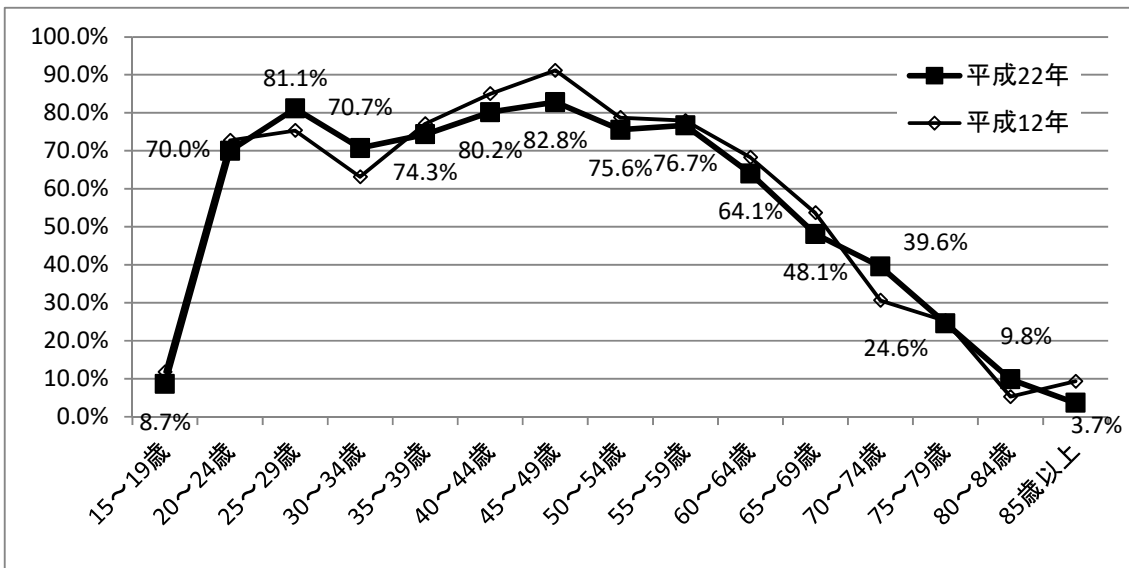
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

1-5 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

平成22年は、平成12年と比べてM字の谷の部分（30歳代前半）が浅くなっており、既婚女性の労働力率の上昇が見られるとともに、20歳代前半から後半にかけて、平成22年では上昇の幅が大きくなっているなど、晩婚化の影響もうかがえます。

図表9 女性の労働力率（単位：％）



資料：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

2-1 保育所（園）・認定こども園

本村には、公立保育所 1 園、幼保連携型認定こども園の計 2 か所が設置されています。

図表10 保育所（園）の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

| 区分 | 保育所名 | 所在地 | 定員 |
|----|-------|-------------|-------------------------------|
| 公立 | 第一保育所 | 古政成六丁目 1 番地 | 90 |
| 私立 | 飛島保育園 | 元起三丁目 28 番地 | 105 (1号:15名) (2・3号:90名) |

資料：保健福祉課

0～2歳の在籍児童数は、平成 17 年の 31 人から、平成 26 年には 40 人となっており、幼児の入所（園）が増加傾向となっています。

図表11 在籍児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）（単位：人、所）

| 区分 | | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 在籍児童数 | 0 歳 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 | 3 | 0 | 5 | 4 |
| | 1 歳 | 11 | 12 | 11 | 10 | 8 | 12 | 12 | 18 | 11 | 18 |
| | 2 歳 | 17 | 18 | 18 | 21 | 25 | 20 | 20 | 19 | 27 | 18 |
| | 3 歳 | 28 | 31 | 37 | 43 | 35 | 51 | 41 | 37 | 39 | 45 |
| | 4 歳 | 36 | 30 | 32 | 37 | 44 | 38 | 54 | 40 | 42 | 40 |
| | 5 歳 | 39 | 35 | 32 | 32 | 37 | 45 | 39 | 55 | 40 | 43 |
| | 計 | 134 | 128 | 132 | 144 | 152 | 167 | 169 | 169 | 164 | 168 |

（私的契約児含む）

む)

2-2 小学校

本村には、小学校が 1 校設置されており、児童総数は平成 22 年の 218 人から平成 26 年の 260 人と、増加傾向となっています。

図表12 小学校児童数、学級数の推移（各年 5 月 1 日現在）（単位：人）

| 区分 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学校数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 学級数 | 9 | 10 | 12 | 12 | 12 |
| 児童総数 | 218 | 242 | 240 | 255 | 260 |
| 1 年生 | 42 | 49 | 41 | 57 | 42 |
| 2 年生 | 33 | 43 | 47 | 41 | 56 |
| 3 年生 | 35 | 33 | 43 | 47 | 41 |
| 4 年生 | 39 | 35 | 34 | 42 | 46 |
| 5 年生 | 42 | 40 | 34 | 34 | 41 |
| 6 年生 | 27 | 42 | 41 | 34 | 34 |

2-3 児童館

児童館は、村内居住で小学6年生以下の児童・乳幼児とその保護者を中心に、健全な遊びを提供し、豊かな情操を育むこと、子育て支援を行うことを目的とし村内に1か所設置されています。

開館時間は、午前9時から午後5時（夏期は午後5時30分）まで、休館日は、日曜日・祝日、年末年始となっています。

図表13 児童館

| 児童館 | 所在地 | 開設日・時間 |
|--------|-----------------|---|
| 飛島村児童館 | 松之郷三丁目 46 番地の 1 | 月～土:午前9時～午後5時 夏期(6月～9月):午前9時 ～午後5時30分 |

2-4 児童クラブ

児童クラブは、保護者等が昼間の就労などの理由により不在となる家庭の児童に対し、放課後生活及び遊びの場を提供することにより、児童の健全な発達を支援していくことを目的とし、村内に1か所設置されています。

図表14 児童クラブ

| 名称 | 所在地 | 対象学区 |
|-------|--------------|---|
| 児童クラブ | 松之郷三丁目 21 番地 | 学校授業日 放課後から午後6時30分まで 学校休業日 午前8時から午後6時30分まで |

2-5 子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て家庭への総合的な支援を図ることを目的としています。妊婦を含む就学前の親子がいつでも気軽に訪れることが出来る場所を、平成30年4月に開設予定です。

図表15 子育て支援センター

| 名称 | 所在地 | 開設日・時間 |
|-----------|--------------|---|
| 子育て支援センター | 竹之郷二丁目 47 番地 | 月～金:午前9時から午後4時まで 休憩時間:午前11時45分から午後1時まで |

(1) ニーズ調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援法に基づく「飛島村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保育や子育て支援等のニーズを把握するために、就学前児童及び小学生の各保護者を対象として、平成 25 年 9 月～10 月に次の内容により実施しました。

図表16 ニーズ調査の概要

| 対象 | 調査内容 | 調査方法 |
|------------|---|----------------|
| ①就学前児童の保護者 | 国から示されたモデル調査票を基礎とした次の内容です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お子さんご家族の状況 ・ お子さんの育ちをめぐる環境 ・ 保護者の就労状況 ・ 平日の保育所（園）や幼稚園などの利用 ・ 病児・病後児保育 ・ 休日等の保育所（園）や幼稚園などの利用 ・ お子さんの一時預かり ・ お子さんの宿泊を伴う一時預かり ・ 子育て支援サービス全般 ・ 小学校就学後の放課後の過ごし方 ・ 子育て全般 | 郵送による 配付・回収 |
| ②小学生の保護者 | 次の内容です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ お子さんご家族の状況 ・ お子さんの育ちをめぐる環境 ・ 放課後の過ごし方 ・ 子育て全般 | 郵送による 配付・回収 |

調査の結果、回収率は①就学前児童の保護者で 61.5%、②小学生の保護者で 59.7%となっています。

図表17 ニーズ調査の回収結果

| 対象 | 配付件数 | 回収件数 | 回収率 |
|------------|------|------|-------|
| ①就学前児童の保護者 | 247 | 152 | 61.5% |
| ②小学生の保護者 | 253 | 151 | 59.7% |

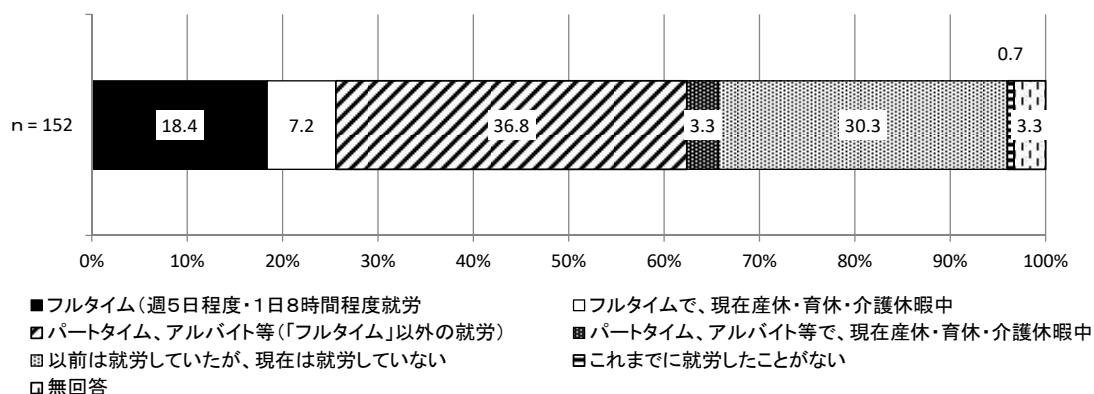
(2) 今後の主な課題

- 出産や子育て期に当たる 20 歳代後半から 30 歳代前半における女性における労働力率の上昇を踏まえつつ、3 歳未満児から利用できる保育等サービスの充実と、働きながら子育てできる、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への働きかけ
- 村内には、保育所（園）が 2 か所整備されており、幼稚園はありませんが、平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向には、「認定こども園」や「幼稚園」の利用希望も一部見られることから、教育・保育の一体的提供に関する検討
- 病児保育、一時預かり、児童クラブなど、ニーズに応じた子ども・子育て支援に関わる事業の充実

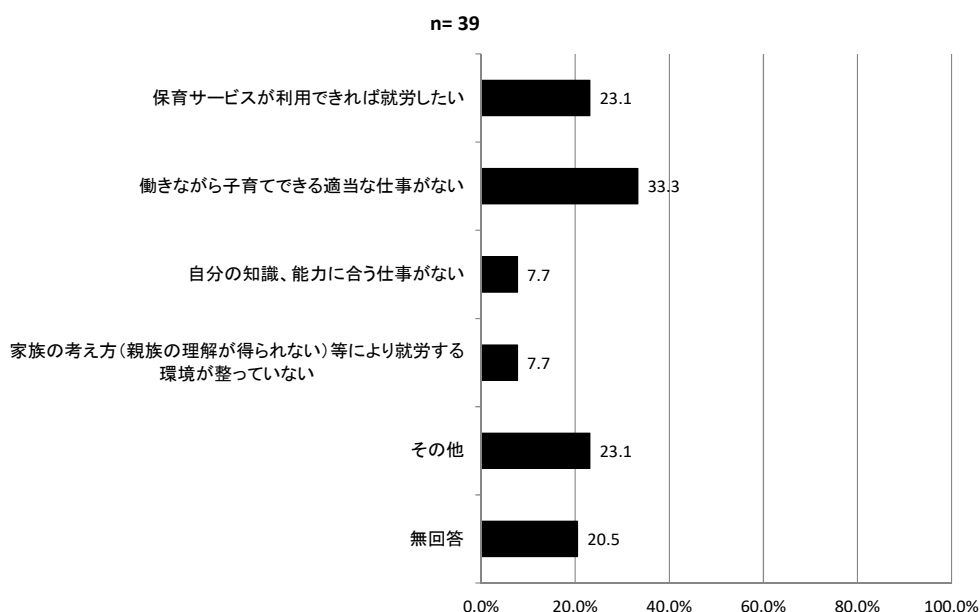
《保護者の就労状況》

- ▶ 「パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」との回答が 36.8%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 30.3%、「フルタイム（週 5 日程度・1 日 8 時間程度就労）」が 18.4%と続いています。
- ▶ 「働きながら子育てできる適当な仕事がない」との回答が 33.3%と最も高く、次いで「保育サービスが利用できれば就労したい」と「その他」が 23.1%と続いています。

図表18 《母親の就労状況》【就学前児童の保護者調査】



図表19 《母親が現在働いていない理由【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】

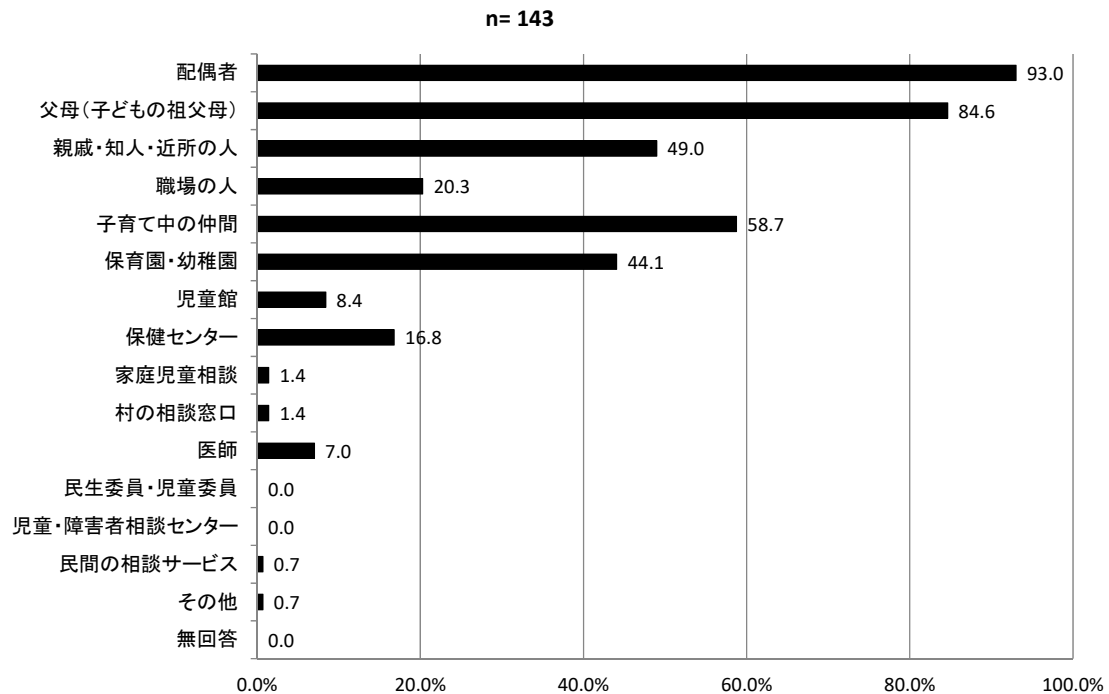


※図表中の n=〇〇は、各質問の回答者数（以降も同様）

《子育てについての相談先》

- ▶ 「配偶者」との回答が93.0%と最も高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」が84.6%、「子育て中の仲間」が58.7%と続いています。

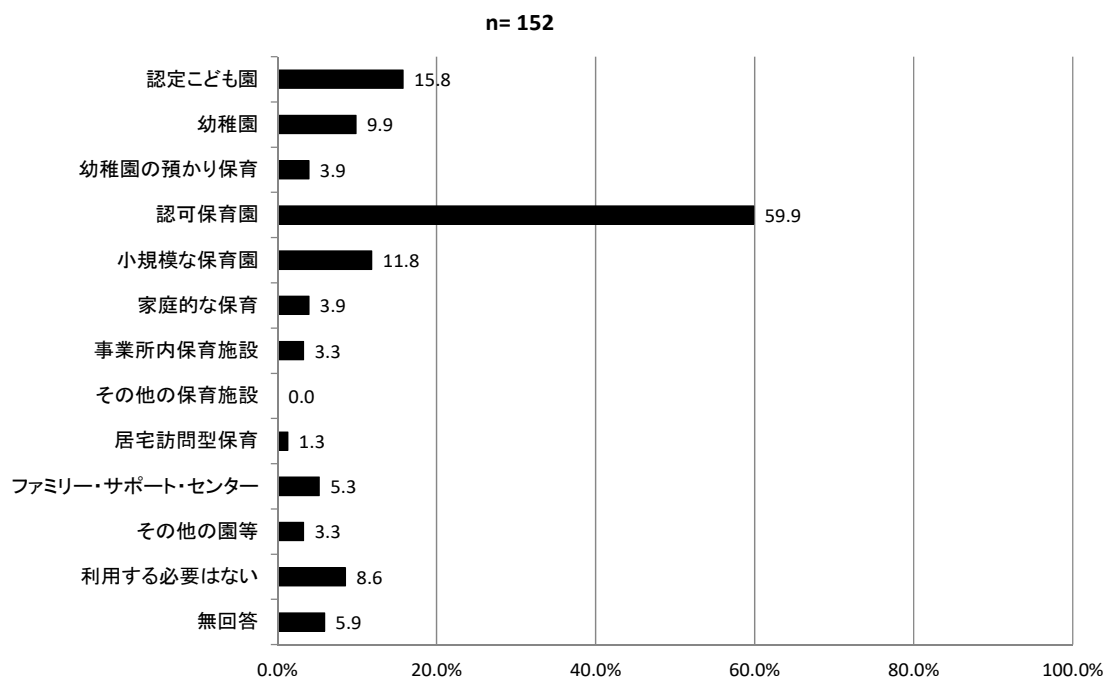
図表20 《子育てについての相談先【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向》

- ▶ 「認可保育園」との回答が59.9%と最も高く、次いで「認定こども園」が15.8%、「小規模な保育園」が11.8%と続いています。

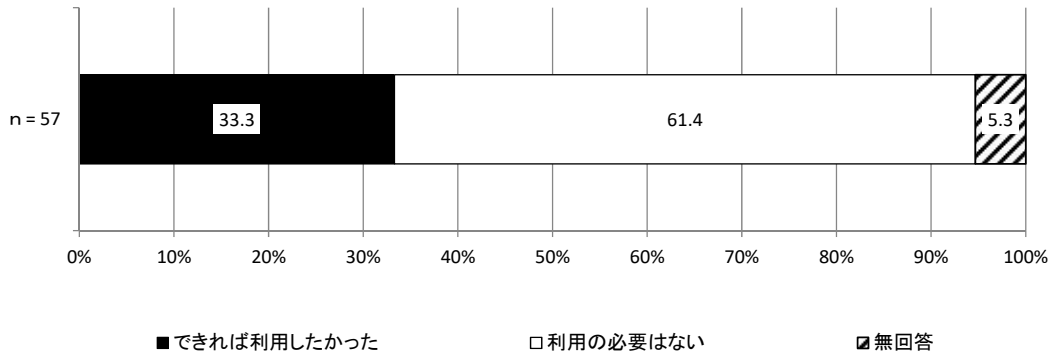
図表21 《平日に定期利用する施設・サービスの今後の利用意向【複数回答】》【就学前児童の保護者調査】



《子ども・子育て支援に関わる事業の利用意向》

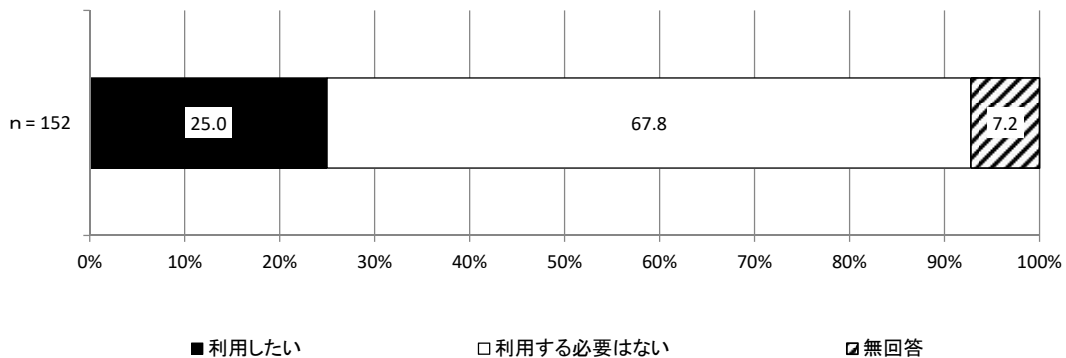
- ▶ 病児・病後児保育を「利用の必要はない」との回答が61.4%、「できれば利用したかった」が33.3%となっています。

図表22 《病児・病後児保育を利用したいと思ったか【この1年間に子どもの病気やケガで園などを利用できなかったことがあり、父親又は母親が休んで対応したことがある方】》
【就学前児童の保護者調査】



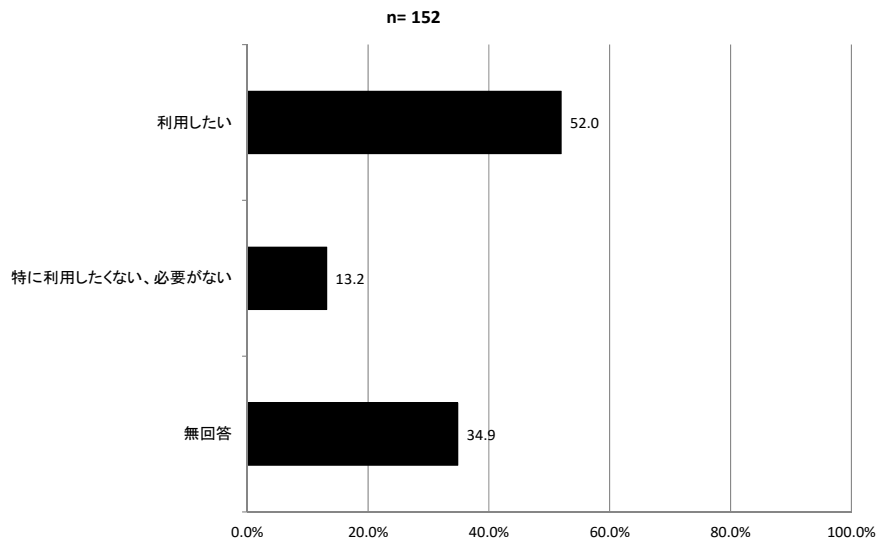
- ▶ 私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労による不定期の一時預かりを「利用する必要はない」との回答が67.8%、「利用したい」は25.0%となっています。

図表23 《不定期の一時預かりの利用意向》【就学前児童の保護者調査】



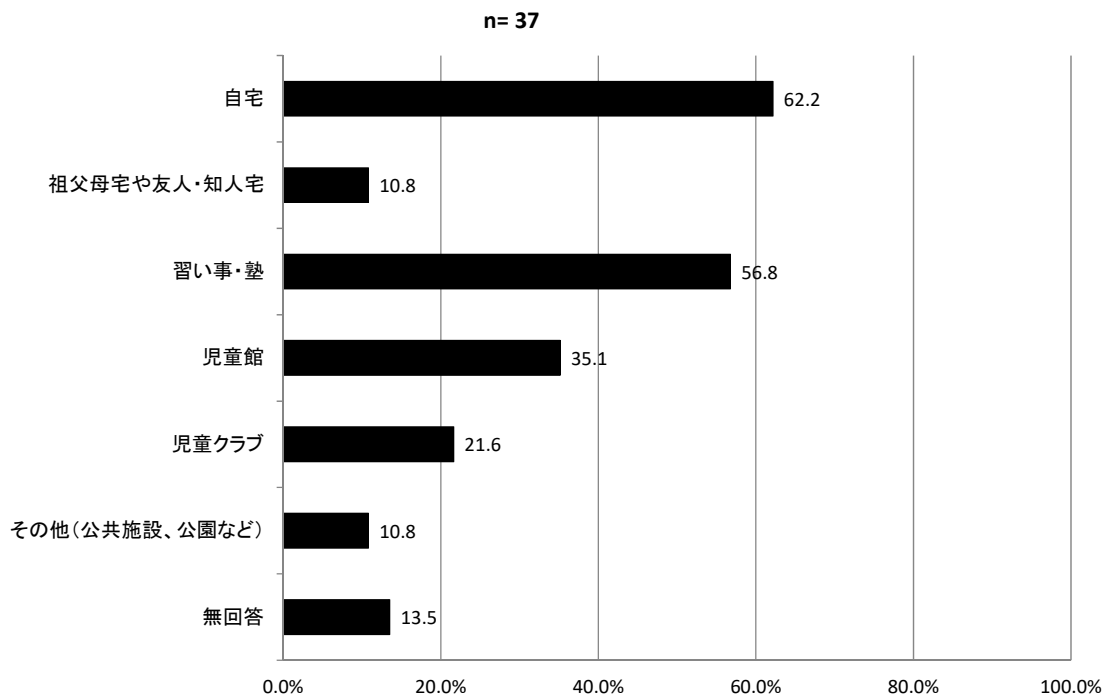
- ▶ 児童館を「利用したい」との回答が52.0%と最も高く、次いで「特に利用したくない、必要がない」が13.2%と続いています。

図表24 《児童館の利用意向》【就学前児童の保護者調査】



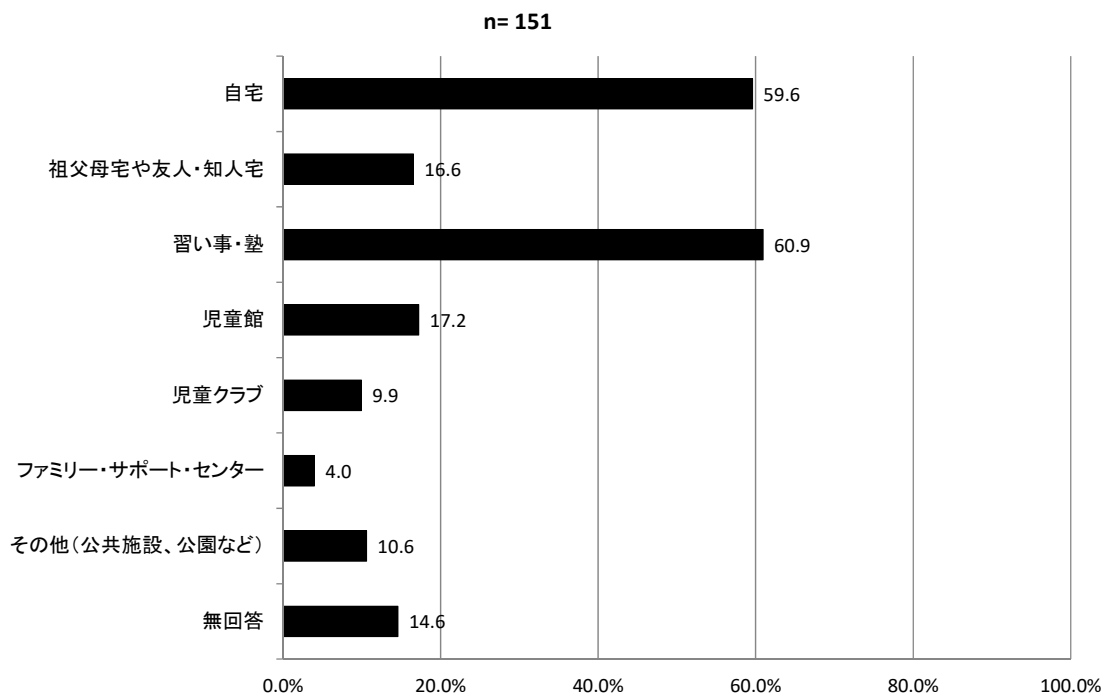
- ▶ 小学校就学後、低学年のうちの放課後の過ごし方の意向は、「自宅」との回答が62.2%と最も高く、次いで「習い事・塾」が56.8%、「児童館」が35.1%と続いており、「児童クラブ」は21.6%となっています。

図表25 《小学校就学後、低学年のうちの放課後の過ごし方の意向【複数回答】》
【就学前児童の保護者調査】



- ▶ 小学校高学年（4～6年生）になったときの放課後の過ごし方の意向は、「習い事・塾」との回答が60.9%と最も高く、次いで「自宅」が59.6%、「児童館」が17.2%と続いており、「児童クラブ」は9.9%となっています。

図表26 《小学校高学年（4～6年生）になったときの放課後の過ごし方の意向【複数回答】》
【小学生の保護者調査】

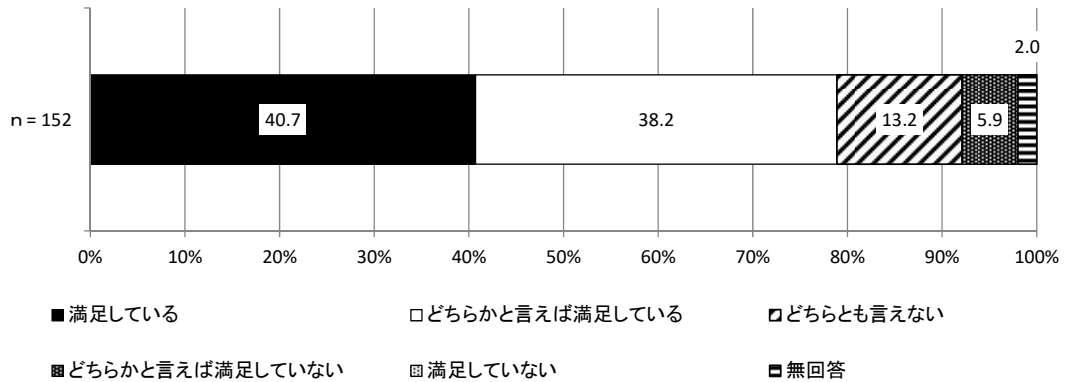


《子育て全般について》

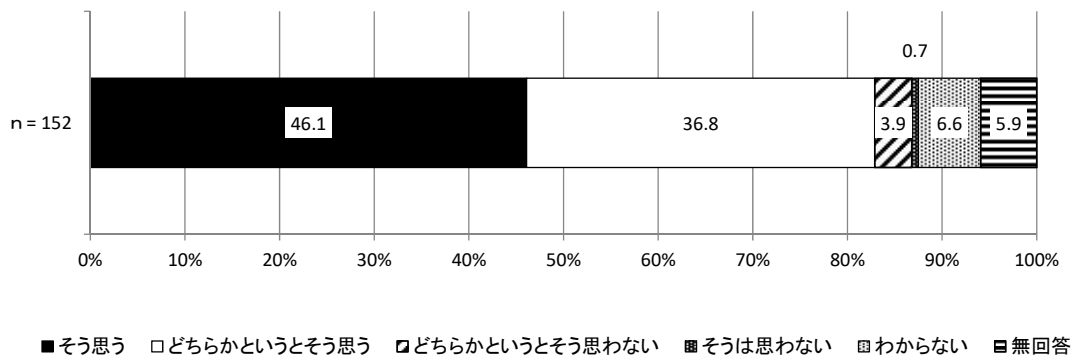
- ▶ 子どもを育てている現在の生活については、「満足している」との回答が40.7%と最も高く、次いで「どちらかと言えば満足している」が38.2%、「どちらとも言えない」が13.2%と続いています。
- ▶ 飛島村は、子育てをしやすいまちだと思うかという質問に対しては、「そう思う」との回答が46.1%と最も高く、次いで「どちらかというと思う」が36.8%、「わからない」が6.6%と続いています。



図表27 《子どもを育てている現在の生活の満足度》【就学前児童の保護者調査】



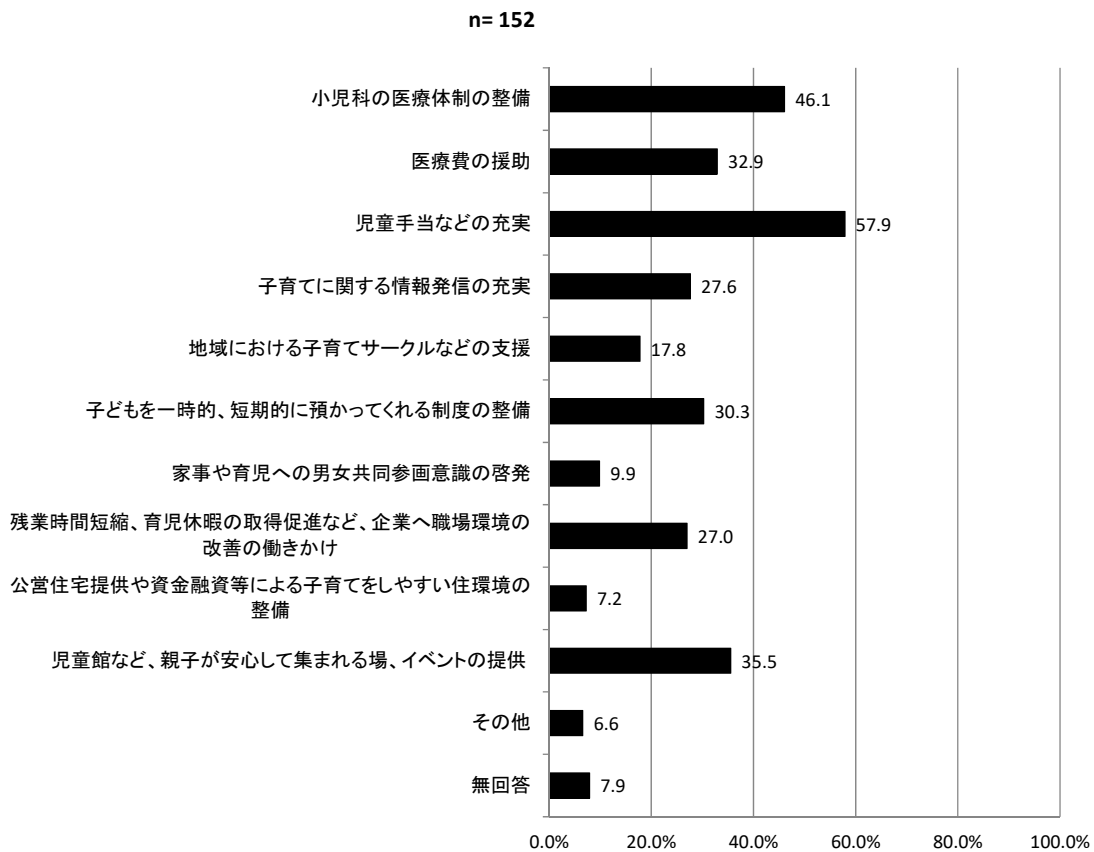
図表28 《飛島村は、子育てをしやすいまちだと思うか》【就学前児童の保護者調査】



《子育てしやすい環境の整備のために、村・県・国に期待すること》

- ▶ 「児童手当などの充実」との回答が57.9%と最も高く、次いで「小児科の医療体制の整備」が46.1%、「児童館など、親子が安心して集まれる場、イベントの提供」が35.5%と続いています。

図表29 《子育てしやすい環境の整備のために、村・県・国に期待すること【複数回答】》
【就学前児童の保護者調査】



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、村として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、前計画「飛島村次世代育成支援行動計画」を継承し、『親が育てる 地域が育てる 心豊かな子どもが育つむら とびしま』を基本理念とします。

【基本理念】

**親が育てる 地域が育てる
心豊かな子どもが育つむら とびしま**

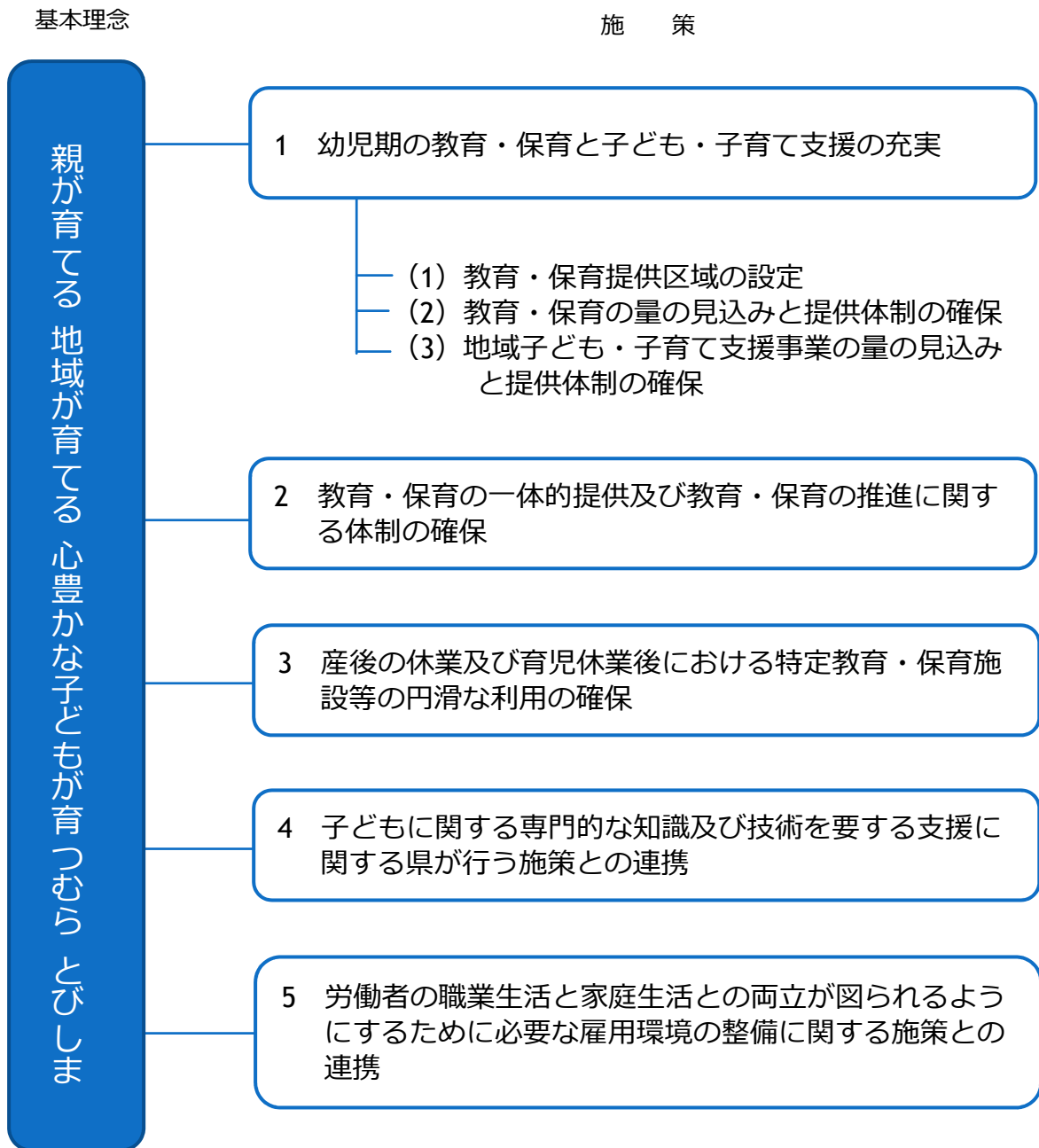
2 基本方針

本計画の基本方針については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえて、次のとおり設定します。

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に努めます。
- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大切にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

3 計画の施策体系

本計画の施策体系は、次のとおりです。



4 計画フレーム

計画期間の児童人口については、計画期間（平成27年～31年）の0～11歳について、過去5年の「住民基本台帳人口」を用いて、「コーホート変化率法※」で推計を行いました。

図表30 児童人口の推計（単位：人）

| 年齢 | 実績 | 推計 | | | | | 27→31 増減 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 平成25年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | |
| 0歳 | 31 | 35 | 35 | 35 | 37 | 37 | 2 |
| 1歳 | 39 | 35 | 38 | 38 | 38 | 40 | 5 |
| 2歳 | 49 | 35 | 36 | 39 | 39 | 39 | 4 |
| 3歳 | 40 | 43 | 38 | 39 | 43 | 43 | 0 |
| 4歳 | 42 | 55 | 44 | 39 | 40 | 44 | -11 |
| 5歳 | 43 | 44 | 59 | 47 | 42 | 43 | -1 |
| 小計 | 244 | 247 | 250 | 237 | 239 | 246 | -1 |
| 6歳 | 58 | 45 | 44 | 59 | 47 | 42 | -3 |
| 7歳 | 40 | 44 | 46 | 46 | 61 | 48 | 4 |
| 8歳 | 48 | 59 | 44 | 46 | 46 | 61 | 2 |
| 9歳 | 41 | 40 | 59 | 44 | 46 | 46 | 6 |
| 10歳 | 35 | 48 | 40 | 59 | 44 | 46 | -2 |
| 11歳 | 34 | 41 | 48 | 40 | 59 | 44 | 3 |
| 小計 | 256 | 277 | 281 | 294 | 303 | 287 | 10 |
| 合計 | 500 | 524 | 531 | 531 | 542 | 533 | 9 |

| 年齢 | 実績 | 推計 | | | | | 27→31 増減 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 平成25年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | |
| 0歳 | 31 | 35 | 35 | 35 | 37 | 37 | 2 |
| 1～2歳 | 88 | 70 | 74 | 77 | 77 | 79 | 9 |
| 3～5歳 | 125 | 142 | 141 | 125 | 125 | 130 | -12 |
| 6～8歳 | 146 | 148 | 134 | 151 | 154 | 151 | 3 |
| 9～11歳 | 110 | 129 | 147 | 143 | 149 | 136 | 7 |

※平成25年実績は4月1日現在の住民基本台帳

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法で、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用います。

第4章 施策の展開

1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

本村は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。



◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◇ 各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表31 家庭類型の分類方法

| 父親 | 母親 | | パートタイム (育休・介護休業中を含む) | | | 現在は就労していない 就労したことがない |
|-------------------------|-------------------|------------------------|-------------------------|-------------------|--------------|-------------------------|
| | 父親不在 | フルタイム (育休・介護休業中を含む) | 120時間以上 | 64時間以上 120時間以下 | 64時間未満 | |
| 母親不在 | | タイプA | | | | |
| フルタイム (育休・介護休業中を含む) | | タイプB | タイプC | タイプC' | | タイプD |
| パートタイム (育休・介護休業中を含む) | 120時間以上 | タイプC | タイプE | | タイプE' | |
| | 64時間以上 120時間以下 | タイプC' | | | | |
| 現在は就労していない 就労したことがない | | タイプD | | | | タイプF |

図表32 家庭類型の分類結果 (単位：人)

| 家庭類型 | | 現在 | | 潜在 ※1 | |
|-------------|--|-----|------|-------|------|
| | | 実数 | 割合 | 実数 | 割合 |
| タイプA | ひとり親 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| タイプB | フルタイム × フルタイム | 35 | 0.28 | 38 | 0.31 |
| タイプC | フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 64 時間 ※2 ~120 時間の一部) | 36 | 0.29 | 33 | 0.27 |
| タイプC' | フルタイム × パートタイム (就労時間 64 時間未満 + 64 時間~ 120 時間の一部) | 16 | 0.13 | 24 | 0.19 |
| タイプD | 専業主婦(夫)家庭 | 36 | 0.29 | 28 | 0.23 |
| タイプE | パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 64 時間~120 時間の一部) | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| タイプE' | パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 64 時間未 満 + 64 時間~120 時間の一部) | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| タイプF | 無業 × 無業 | 1 | 0.01 | 1 | 0.01 |
| ニーズ調査の回答者全体 | | 124 | 1.0 | 124 | 1.0 |

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本村は下限時間を64時間と設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

本村の教育・保育提供区域の設定にあたっては、村域が22.53平方キロメートルで比較的狭く、小学校区が1つであることを踏まえて、村全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表33 幼児期の教育・保育

| 認定区分 | | 対象事業 | 事業概要 |
|------|------------------|---------------------|--|
| 1号 | 子どもが満3歳以上保育の必要なし | 認定こども園及び幼稚園 | 認定こども園(幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施 |
| 2号 | 子どもが満3歳以上保育の必要あり | 認定こども園及び保育所 | 認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。 |
| 3号 | 子どもが満3歳未満保育の必要あり | 認定こども園及び保育所、地域型保育事業 | 認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。 地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)で、上記と同様の対応。 |

② 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。なお、『飛島村障害児福祉計画』において、特定教育・保育施設及び児童クラブにおける障がい児数の見込みを定めていることから、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込みなどを定めている『飛島村障害児福祉計画』との整合性を確保し、協議・調整しながら量の見込み及び確保方策を設定します。

②-1 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園））による確保方策等を次のとおり設定します。

図表34 1号認定（3歳以上保育の必要なし）〈単位：人〉

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(必要利用定員総数) | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 |
| 確保方策 | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 |
| 特定教育・保育施設 (幼稚園又は認定こども園) | — | — | 15 | 15 | 15 |
| 特定教育・保育施設 (保育所(園)) | 14 | 14 | — | — | — |

②-2 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園））による確保方策等を次のとおり設定します。

図表35 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(必要利用定員総数) | 84 | 83 | 74 | 74 | 77 |
| 確保方策 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| 特定教育・保育施設 (保育所(園)) | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |

②-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育所（園））、地域型保育事業による確保方策等を次のとおり設定します。

図表36 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

(0歳)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(必要利用定員総数) | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 確保方策 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 特定教育・保育施設 (保育所(園)) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 特定地域型保育事業 | — | — | — | — | — |

(1・2歳)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(必要利用定員総数) | 35 | 37 | 39 | 39 | 40 |
| 確保方策 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 特定教育・保育施設 (保育所(園)又は認 定こども園) | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| 特定地域型保育事業 | — | — | — | — | — |

③ 0～2歳児童の保育利用率

0～2歳児童の保育利用率は、国から示された基本指針等に従って、次のとおり定めます。

図表37 0～2歳児童の保育利用率〈単位：人、％〉

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 推計児童人口(0～2歳) | 105 | 109 | 112 | 114 | 116 |
| 保育所(園)在籍児童 数(量の見込み) | 42 | 44 | 46 | 46 | 47 |
| 保育利用率 | 40.0% | 40.4% | 41.1% | 40.4% | 40.5% |

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
 国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・
 子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び
 実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時
 期を設定する事業は次のとおりです。

図表38 地域子ども・子育て支援事業

| 対象事業 | | 事業概要 | 対象児童年齢等 |
|------|--------------------------------|--|---------------------|
| 1 | 時間外保育事業(延長保育事業) | 11 時間等を超えて保育を行う事業 | 0～5 歳 |
| 2 | 放課後児童健全育成事業(児童クラブ) | 放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業 | 1～3 年生、4～6 年生 |
| 3 | 子育て短期支援事業 | 親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり) | 0～18 歳 |
| 4 | 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業) | 保育所(園)等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業 | 0～2 歳 |
| 5 | 一時預かり事業 | 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) | 3～5 歳(幼稚園) |
| | | 保育所(園)その他の場所での一時預かり | 0～5 歳 |
| 6 | 病児保育事業 | 病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業 | 0～5 歳、1～6 年生 |
| 7 | 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | 依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス | 0～5 歳、1～3 年生、4～6 年生 |
| 8 | 利用者支援事業 | 子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業 | 0～5 歳、1～6 年生 |
| 9 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 | 0 歳 |

| 対象事業 | | 事業概要 | 対象児童年齢等 |
|------|-----------------------------|--|--|
| 10 | 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 | 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等 |
| 11 | 妊婦健康診査 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業 | 妊婦 |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業※ | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業 | 事業者 |
| 13 | 多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業※ | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 | 事業者 |

※12 及び 13 の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

② 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

②-1 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

確保方策は、既存の2園で量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表39 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保方策 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

②-2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策は、量の見込みが国の基準（政省令）のおおむね 40 人程度であることから、既存の 1 か所の児童クラブで量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表40 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）〈単位：人〉

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 41 | 41 | 44 | 45 | 43 |
| 小学 1～3 年生 (6～8 歳) | 26 | 24 | 27 | 27 | 27 |
| 小学 4～6 年生 (9～11 歳) | 15 | 17 | 17 | 18 | 16 |
| 確保方策 | 41 | 41 | 44 | 45 | 43 |
| 小学 1～3 年生 (6～8 歳) | 26 | 24 | 27 | 27 | 27 |
| 小学 4～6 年生 (9～11 歳) | 15 | 17 | 17 | 18 | 16 |

②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

当事業については、量の見込みが抽出されていないことから、本村としては計画期間中の実施は予定していません。

②-4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

当事業については、平成 30 年度に子育て支援センターを開設し、既存の児童館の事業とともに、子育て中の親子の交流・育児の支援等を図ります。

図表41 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）〈単位：人日/年〉

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | — | — | — | 2,708 | 2,708 |
| 確保方策(箇所) | — | — | — | 1 | 1 |
| 提供量 | — | — | — | 2,708 | 2,708 |

②-5 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所（園）その他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

当事業については、量の見込みが抽出されていないことから、本村としては計画期間中の実施は予定していません。

イ 保育所（園）その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

確保方策等は、既存の2園で量の見込みをすべて確保する設定としています。

図表42 保育所（園）その他の場所での一時預かり〈単位：人日/年〉

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 552 | 558 | 529 | 534 | 549 |
| 確保方策 | 552 | 558 | 529 | 534 | 549 |
| 一時預かり事業 | 552 | 558 | 529 | 534 | 549 |
| 子育て援助活動支援事業 | — | — | — | — | — |
| 子育て短期支援事業 | — | — | — | — | — |

②-6 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策等としては、想定した量の見込みに対応するため、病児保育事業を平成30年度より、第一保育所及び飛島保育園の2か所で実施します。

図表43 病児保育事業〈単位：人日/年〉

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 確保方策 | — | — | — | 9 | 9 |
| 病児保育事業 | — | — | — | 9 | 9 |
| 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） | — | — | — | — | — |

②-7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本村としては計画期間中において実施の可能性について検討していきます。

図表44 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日/年〉

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 423 | 429 | 449 | 462 | 438 |
| 確保方策 | — | — | — | — | — |

②-8 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

当事業については、村のすこやかセンター内保健福祉課が同様の役割を担っており、村域が比較的狭いことを踏まえて、今後も従来通りの対応とし、本村としては計画期間中の実施は予定していません。なお、平成 32 年度に設置に向けて検討を進めていきます。

②-9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

図表45 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 35 | 35 | 35 | 37 | 37 |
| 確保方策 | 実施体制 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実施機関 | 飛島村 | 飛島村 | 飛島村 | 飛島村 |
| | 委託団体 | なし | なし | なし | なし |

②-10 養育支援訪問事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

図表46 養育支援訪問事業〈単位：人〉

| 区分 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 確保 方策 | 実施体制 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 実施機関 | 飛島村 | 飛島村 | 飛島村 | 飛島村 | 飛島村 |
| | 委託団体 | なし | なし | なし | なし | なし |

②-11 妊婦健診

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策は、既存の体制（医療機関での随時、個別健診）での実施を想定しています。

図表47 妊婦健診〈単位：人〉

| 区分 | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 量の見込み | | 35 | 35 | 35 | 37 | 37 |
| 確保 方策 | 実施場所 | 医療機関 | 医療機関 | 医療機関 | 医療機関 | 医療機関 |
| | 実施体制 | 委託 | 委託 | 委託 | 委託 | 委託 |
| | 検査項目 | 県内統一 検査項目 | 県内統一 検査項目 | 県内統一 検査項目 | 県内統一 検査項目 | 県内統一 検査項目 |
| | 実施時期 | 随時 | 随時 | 随時 | 随時 | 随時 |

2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本村は、保育所（園）でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、必要に応じて、既存施設の認定こども園への移行を検討し、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育の実施を検討します。

また、保育所（園）においては、保育所保育指針とともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領等についての理解を深めるとともに、小学校就学後を見据えて、小学校との連携を図りつつ、教育・保育の連続性を確保します。

なお、地域型保育事業については、その整備の計画はありませんが、整備が計画された際には、保育所（園）との連携を図ります。

3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本村は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供の充実に努めます。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本村は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本村は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 推進の体制

本計画の推進にあたって、村内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）、学校、企業、村民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

国の動きとして、『我が事・丸ごと』と題した「地域共生社会」を目指す動きがあり、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者等が必要な支援を受け一方で、それぞれが役割を持ち、支えあいながら、みんなが活躍できる地域コミュニティの育成を目指しており、地域が担う役割がますます大きくなっています。

子ども・子育て支援施策を展開するにあたっては、子どもに関わる機関のみならず関係機関と連携し、取り組んでいきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検・評価し、結果は村民へ公表します。

1 策定経緯

【平成 25 年度】

| 年月日 | 調査及び会議等 |
|------------------|--|
| 平成 25 年 9 月～10 月 | 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (就学前児童及び小学生の各保護者対象) |

【平成 26 年度】

| 年月日 | 調査及び会議等 |
|-----------------------|--|
| 平成 27 年 1 月 20 日 | 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会の開催 (1) 子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 今後の予定について |
| 1 月 23 日 ～2 月 23 日 | パブリックコメントの実施 |

【平成 29 年度】

| 年月日 | 調査及び会議等 |
|-------------------|--|
| 平成 29 年 10 月 25 日 | 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会の開催 (1) 子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 今後の予定について |
| 1 月 | パブリックコメントの実施(予定) |

飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づく飛島村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定及び事業計画の推進にあたり、広く村民の意見を反映させるため、飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に向けて提言を行うこと。
- (2) 事業計画の進行を確認し評価すること。
- (3) その他事業計画の進行に関し必要な事項を調査検討すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員は村長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員の代表者
- (2) 小学校長
- (3) 小学校PTAの代表者
- (4) 私立保育園の代表者
- (5) 私立保育園保護者の代表者
- (6) 村立保育所保護者の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 村の職員
- (9) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が委員のうちから指名するものとする。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、必要に応じ、関係者から意見を聞くことができる。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 10 月 1 日訓令第 17 号)

この訓令は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

| | 氏 名 | 所 属 |
|----|--------|--------------------------|
| 委員 | 佐藤 紀美代 | 児童委員代表 |
| 委員 | 古田 仁 | 小学校長 |
| 委員 | 久野 真江 | 小学校PTA母代表 |
| 委員 | 佐々木 淳章 | 飛島保育園園長 |
| 委員 | 鈴木 亜希子 | 飛島保育園父母の会会長 |
| 委員 | 太田 園絵 | 第一保育所親の会会長 |
| 委員 | 加藤 昌子 | 学識経験者・医師 |
| 委員 | 坂井 恵 | 学識経験者・愛知県青い鳥 医療福祉センター |
| 委員 | 早川 忠孝 | 副村長 |
| 委員 | 田宮 知行 | 教育長 |
| 委員 | 鬼頭 邦彦 | 教育部長 |
| 委員 | 平野 美由紀 | 民生部長 |
| 委員 | 貝沼 朗史 | 第一保育所長 |
| 委員 | 岩下 洋三 | 児童クラブ館長 |
| 委員 | 伊藤 裕美 | 保育士（療育） |
| 委員 | 野口 明美 | 保健師 |

| | | |
|-----|-------|-----------|
| 事務局 | 伊藤 澄雄 | 保健福祉課長 |
| | 栗本 聡江 | 保健福祉課課長補佐 |
| | 奥村 理加 | 保健福祉課課長補佐 |
| | 成田 和実 | 保健福祉課係長 |
| | 白木 葵 | 保健福祉課主事 |

3 用語解説

あ行

預かり保育

幼稚園において、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動

か行

学習指導要領

文部科学省が告示する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員5人以下で、家庭的保育者の居宅その他の場所において保育を行う事業

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育を行う事業

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律で、平成24年8月に成立

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための法律で、平成24年8月に成立

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度

さ行

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成15年7月に成立し、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業

総合計画

村の行財政運営の長期的な指針となる最上位の計画として策定された計画

その他の親族世帯

「夫婦と両親からなる世帯」や「夫婦とひとり親からなる世帯」、「夫婦、子どもと両親からなる世帯」、「夫婦、子どもとひとり親からなる世帯」など

た行

男女共同参画推進プラン

村の男女共同参画に関する施策を推進するための計画

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

な行

認定こども園

平成18年10月1日に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ施設

認定こども園法の一部改正法

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせたもので、平成24年8月に成立

は行

非親族世帯

2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

保育所保育指針

厚生労働省が告示する保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの

や行

幼稚園教育要領

文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたもの

わ行

ワーク・ライフ・バランス

働く人が、仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること

飛島村子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月（平成 30 年 3 月改訂） 愛知県 飛島村
